**第８期介護保険料**

【資料7】

第８期介護保険料基準額（月額）は、以下のように設定します。

**保険料基準額**

**4,650円／月**

【 第１号被保険者の所得段階別保険料（年額） 】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 対象者 | 負担割合 | 基準年額 |
| 第1段階 | 生活保護を受給している人、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人、又は世帯全員が市民税非課税で本人課税年金収入額とその他の合計所得金額※1の合計が80万円以下の人 | 0.40(0.20)※2 | 22,300円(11,100円)※2 |
| 第2段階 | 世帯全員が市民税非課税で、本人課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の人 | 0.65(0.40)※2 | 36,200円(22,300円)※2 |
| 第3段階 | 世帯全員が市民税非課税で、本人課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円超の人 | 0.65(0.60)※2 | 36,200円(33,400円)※2 |
| 第4段階 | 本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者がおり、本人課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人 | 0.80 | 44,600円 |
| 第5段階 | 本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者がおり、本人課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超の人 | 1.00 | 55,800円 |
| 第6段階 | 本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の人 | 1.20 | 66,900円 |
| 第7段階 | 本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の人 | 1.30 | 72,500円 |
| 第8段階 | 本人が市民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の人 | 1.50 | 83,700円 |
| 第9段階 | 本人が市民税課税で合計所得金額が320万円以上400万円未満の人 | 1.70 | 94.800円 |
| 第10段階 | 本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満の人 | 1.80 | 100,400円 |
| 第11段階 | 本人が市民税課税で合計所得金額が600万円以上1,000万円未満の人 | 1.90 | 106,000円 |
| 第12段階 | 本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上の人 | 2.00 | 111,600円 |

※1:合計所得金額は、前年の所得の合計で、所得控除を差し引く前の額のこと。ただし、長期譲渡所得及び
短期譲渡所得に係る特別控除がある場合は適用後の額を用いる。
その他の合計所得は、合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額のこと。

※2:公費による保険料の軽減を実施した後の保険料の負担割合及び金額。